特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２００９号

東京都板橋区小茂根１丁目12番５号
清算株式会社　ティー・アイ・エム株式会社
代表清算人　石川　真人

1　決定年月日　平成23年９月９日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

清算株式会社は、債権者に対し、清算株式会社の資産として残る資産金２万6378円を、別紙１（債権額一覧表）記載の平成23年６月14日現在有する各債権額に応じて別紙２（配当額一覧表）のとおり弁済し、債権者が本日現在有するその余の債権全額の免除を受ける。

（別紙１）

債権額一覧表

債権者名	項目	債権額
株式会社旅行綜研	貸付金等	274,294,464円
中野　厚徳	賃料	40,000円
株式会社エーティ・プランニング	求償債権	2,419,343円

（別紙２）

配当額一覧表

債権者名	債権額	配当金額
株式会社旅行綜研	274,294,464円	26,143円
中野　厚徳	40,000円	4円
株式会社エーティ・プランニング	2,419,343円	231円

以上

東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第３０２２号

大阪府枚方市春日野１丁目３番16号
清算株式会社　株式会社小川鉄工

1　決定年月日　平成23年９月８日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　⑴　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日(以下「開始決定日」という。)までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。)とし、同債権を有する者を「債権者」という。

⑵　担保権付債権

本協定における「担保権付債権」とは、清算株式会社の不動産について担保権が設定された特別清算債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。担保権付債権を有する債権者を「担保権付債権者」という。

⑶　一般債権

本協定における「一般債権」とは、担保権付債権に該当しない特別清算債権をいう。

2　⑴　担保権付債権について、担保権によって弁済されない残額（以下「不足額」という。)は、一般債権として弁済する。

⑵　担保権の対象となる資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続に係る諸費用（税金、売買手数料など）及び財団組入金を控除した上で、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、随時、各担保債権付債権の弁済に充てる。担保権付債権の弁済は、利息、遅延損害金、元本の順に充当するものとする。

⑶　担保権の対象となる資産の評価額及び不足額が確定していない担保権付債権者については、合意による評価額の確定又は換価処分により不足額が確定した後、同不足額について一般債権として弁済する。なお、清算株式会社は、担保権付債権者から不足額が確定した旨の通知を受けた日に弁済期が到来している金員については、当該通知を受けた日から２週間以内に支払う。

⑷　担保権付債権者が、その担保権を放棄し、残余債権額が確定した場合には、清算株式会社は、当該債権者に対して、一般債権として弁済する。

3　清算株式会社は、一般債権者に対し、本協定認可決定が確定した日から１か月以内に、本協定決議時の債権元本額の5.3%に当たる金員を弁済する（第１回弁済)。なお、求償債権については、原債権の債権元本部分に対する弁済によって生じた求償債権額を債権元本額とする。

4　一般債権者は、前項の規定による弁済を受けたとき、清算株式会社に対し、残元本債権額の90%、全ての利息債権、全ての遅延損害金債権、その他の債権全額を免除する。

5　清算株式会社は、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算の手続に関する費用請求権及び裁判所から支払の許可を受けた債権につき、随時弁済することができる。

6　清算株式会社は、国栄重工業株式会社に対する貸付金債権等につき、同社と協議し、監督委員の同意を得て第３項の弁済日から１年後の日までに最多額の回収を図る。

7　清算株式会社は、一般債権者に対し、回収して得た換価代金から第３項及び第５項の弁済額を控除した残額を、第３項の弁済日の１年後の日から２週間以内に本協定決議時の債権元本額に応じ按分して弁済する（第２回弁済)。ただし、第３項の弁済日の１年後の日において担保権付債権者の不足額が確定していないときは不足額が確定した日から２週間以内に弁済する。

8　一般債権者は、前項の規定による弁済を受けたとき、清算株式会社に対し、残余の残元本債権額を免除する。

9　第３項、第５項及び第７項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたとき、代表清算人はすみやかにこれを換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を債権元本額に応じ按分して弁済する。この場合、一般債権者が第４項及び前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

10　清算株式会社は、第３項、第７項及び前項における支払を各債権者の指定する口座に振込送金の方法により行う。但し、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２３年（再）第７号

千葉市若葉区みつわ台５丁目６番11号
再生債務者　本郷　和也

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　千葉市中央区中央４丁目16番１号建設会館ビル１階　プライム法律事務所　弁護士　永嶋久美子

平成23年９月６日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

監督命令取消

平成２３年（再）第１号

北海道石狩郡当別町弥生52番地８
再生債務者　株式会社当別上田商店

主文　平成23年１月31日にした監督命令を取り消す。

平成23年９月９日

札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２３年（再）第２０号

大阪府堺市東区北野田314番地９
再生債務者　下出　宜精

1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年10月13日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成23年11月15日から平成23年11月29日まで

大阪地方裁判所第６民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第１号

青森市新町１丁目７番１号
再生債務者　株式会社中三

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

1　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式1400万株

2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日

3　減少する資本金の額　10億7800万円

4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日

平成23年９月５日

青森地方裁判所第２民事部